

周南市監査委員 久行 竜 二

周南市監査委員 岩田 淳 司

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和4年3月29日に議長及び市長に提出し、6月2日に議会報告されています。）

1 監査の対象

建設部

道路課、河川港湾課、建築課、住宅課

2 監査の範囲

令和3年4月から11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和4年1月11日（火）から令和4年3月29日（火）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に該当するものについては除斥対象とした。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっているか。

イ 能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

ウ 内部統制が有効に機能しているか。

(2) 収入事務

- ア 納期限の設定は適切か。
- (3) 支出事務
- ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- (4) 契約事務
- ア 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。
- イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
- ウ 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。
- エ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (5) 財産管理事務
- ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- イ 物品の出納受払いは適正に行われ、出納簿等帳簿類は整備されているか。
- ウ 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。また、帳簿外物品はないか。
- 6 監査の結果
- 上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。
- なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

道路課

- (1) 契約事務
- ア 工事関係書類について、決裁がされていないものがあつた。
- イ 業務委託について、必要な許可がない事業者と契約を締結したものがあつた。